

平成26年11月20日

取引業者各位

国立大学法人鳴門教育大学
経営企画本部長 古川 聖 登

「誓約書」の提出について（依頼）

標記については、昨今の報道等によりご承知のとおり、大学等研究機関における研究費の不正使用事案が後をたたないことを受け、「平成26年2月18日付（実施基準）」が改正され、取引業者に対して不正な取引に関与しない旨を定めた誓約書等の提出を求めることとされました。

つきましては、本学においても、別紙の「誓約書」の提出をお願いすることとなりましたので、ご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。

なお、今後、本学が発注を行うに際しては、原則誓約書をご提出いただいた業者様のみに限定していく予定であることを申し添えます。

【提出先】

〒772-8502 徳島県鳴門市鳴門町高島字中島748

国立大学法人鳴門教育大学総務部財務課契約係

TEL : 088-687-6063

FAX : 088-687-6079

E-mail : keiyaku@naruto-u.ac.jp

「誓約書」提出にあたっての留意事項について

鳴門教育大学（以下、「本学」という。）では、研究費の使用にあたっては、法令や関係規則並びに公的研究費の使用に関するルールを遵守し経費を使用することとしております。

この方針に沿った業務運営を行うため、取引業者の皆様へ下記のとおり留意事項をお知らせしますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. 規則の遵守について

本学では、「国立大学法人鳴門教育大会計規程」、「国立大学法人鳴門教育大学契約事務取扱細則」、「国立大学法人鳴門教育大学工事請負等契約要項」により、約定事項を定めていますので、これらを遵守してください。

2. 取引帳簿の閲覧・提出等の要請について

本学の内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請があった場合は協力してください。

3. 不正行為による取引停止について

次の不正行為を行った場合、一定期間取引を停止します。

贈賄、独占禁止法違反行為、談合等、不正又は不誠実な行為を行った場合

4. 国立大学法人鳴門教育大学における物品等発注・納品検収等について（マニュアル）

本学との取引については、この取扱いに定めていますので遵守してください。

誓 約 書

当社(当法人)は、国立大学法人鳴門教育大学(以下「鳴門教育大学」という。)との取引に当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

1. 鳴門教育大会計規程, 鳴門教育大学契約事務取扱細則, 鳴門教育大学工事請負等契約要項を遵守するとともに, 不正に関与しないこと。
2. 内部監査, その他調査等において, 取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
3. 不正が認められた場合は, 鳴門教育大学物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要項に定める取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
4. 鳴門教育大学構成員(教職員・その他関連する者)から不正な行為の依頼等があった場合には, 本学の研究活動の不正行為・研究費の不正使用申立窓口へ通報すること。

令和 年 月 日

国立大学法人鳴門教育大学長 殿

住 所

社名(法人名)

代 表 者

印

【記入例】

誓 約 書

当社(当法人)は、国立大学法人鳴門教育大学(以下「鳴門教育大学」という。)との取引に当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

1. 鳴門教育大会計規程、鳴門教育大学契約事務取扱細則、鳴門教育大学工事請負等契約要項を遵守するとともに、不正に関与しないこと。
2. 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
3. 不正が認められた場合は、鳴門教育大学物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要項に定める取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
4. 鳴門教育大学構成員(教職員・その他関連する者)から不正な行為の依頼等があった場合には、本学の研究活動の不正行為・研究費の不正使用申立窓口へ通報すること。

令和元年11月20日

国立大学法人鳴門教育大学長 殿

住 所 徳島県鳴門市鳴門町高島字中島1番地

社名(法人名) 鳴門渦潮株式会社 印

代 表 者 代表取締役社長

渦 潮 太 郎

印